

補助対象とする施設等

1 補助の対象とする施設等の範囲

(1) 補助の対象とする施設

- ア 焼却施設
- イ 高速堆肥化处理施設
- ウ 固形燃料化施設
- エ 粗大ごみ処理施設
- オ 廃棄物再生利用施設
- カ 最終処分場

(2) 補助の対象とする施設の範囲

- ア 本体建物等及びこれに必要な設備
- イ 管理棟(施設管理の目的以外の用とで使用される事務所棟を除く。)、車庫、倉庫その他管理に必要な施設
- ウ 外構
- エ 搬入車両の洗車設備
- オ 搬入道路その他ごみの搬入に必要な設備等(アに掲げる施設の整備に併せて整備するものに限る。)
- カ 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備等
- キ アからカまでに掲げる施設を整備するために必要な必要最小限の用地(用地取得に伴う補償含む。)